

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定によつて、東広島市から、
東広島都市計画地区計画（八本松駅前土地区画整理区域）の決定に係る同法第十四条第一項
に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書
の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年一月十九日

広島県知事 横田美香